

## 監査は会社のディフェンス・ライン

——公認会計士から見た内部監査への期待

日本公認会計士協会 常務理事（広報担当）  
新創監査法人 代表社員 公認会計士

柳 澤 義 一



### 1 「監査人は知っていたんですか」と記者は質問した

平成16（2004）年10月の日本公認会計士協会（以下、協会と略す）の定例記者会見は、いつもと違った異様な熱気に包まれていた。普段に記者は20名程度で比較的静かな雰囲気であるが、この日は40名以上の記者、しかもテレビカメラ3台も入り、記者会見が始まった。協会側は個別事例のことにはふれず一般的な説明をしたが、その説明の後に「監査人（公認会計士）は株主名簿の虚偽記載は知っていたんですか」とストレートな質問が飛んだ。そう、西武鉄道問題が発覚した直後の記者会見の様子である。藤沼亜起日本公認会計士協会会長は静かに「株主が真正であるかどうかについては監査の対象外ですし、そもそも公認会計士監査はセカンド・ディフェンス・ラインです。会社のファースト・ディフェンス・ラインは会社そのものです。皆さん、そのことをよく理解してください」と問題の本質を冷静に考えて欲しい旨を述べた。

西武鉄道問題に限らず、ダイエーの再生機構利用に際しても新聞報道では「監査法人が……」と伝えられた。昨今、何かにつけて、「監査法人が……公認会計士の監査が……」

と報じられることが多くなった。多少お門違いな指摘もあるにせよ、公認会計士に注目していただけることは期待の裏返しでもあり、われわれとしては社会に対するパブリック・インタレストの付託を担うため、真摯な態度でこれらの報道やご意見、ご批判に対して正面から受け止めていかなければならないとは思っている。正に今こそ「監査」（内部監査、外部監査問わず）とは何かということが世間一般から問われている時ではないか。

ここで、大切なことは、確かに法制度上の法定監査は、われわれ公認会計士の役割であるが、藤沼会長がいったように公認会計士監査よりも前にある最も重要なディフェンス・ラインとして会社を守るのは会社の内部統制組織であり、その内部統制が正常に機能しているかどうかをチェックする監視装置は正に内部監査制度であるということである。

内部監査、監査役監査、公認会計士による監査、もちろんそれぞれ果たす機能は違うものの基本的には会社を守る（会社を守るということは当然、投資家を守る、債権者を守るという意味である）ためのディフェンス・ラインである。ところが、監査というと会社側にはいまだに「検査」、「税務署の調査」のような誤解をして、「できればないほうがいい、

やさしくしてくれたほうがいい」と感じる人も少なくないが、大きな間違いであり、大変悲しいことである。

昨今のように「監査」が問われているときこそ、監査は会社さらには経営者自らを守るディフェンス・ラインであるということを会社、経営者にしっかり理解してもらいたいチャンスなのである。監査をきちんとできない会社は自らを守ることができない、会社はあっという間に瓦解してしまうのである。

## ② 公認会計士監査と内部監査

さて、本題であるが、公認会計士から見た場合、本音は被監査会社の内部監査の充実が絶対に欲しいところである。会社のガバナンス、それを支える内部監査、監査役監査、これらこそがファースト・ディフェンス・ラインであり、このラインがしっかり守ってしてくれるとわれわれ、公認会計士は気楽に昼寝がしていただける？というわけである。それが簡単に突破されてしまうとわれわれとして困るのである。

少し固い話をするならば、公認会計士監査における内部監査の理解と利用については協会・監査基準委員会報告書第15号（中間報告）「内部監査の整備及び実施状況の把握とその利用」において明言しているところである。かいつまんでいうと15号では、会計監査人は内部監査の状況を理解することを義務付けられており、内部監査は内部統制の構成要素である監視活動における主要な機能と位置付けている。ただ、ここでは、あくまでも内部監査をきちんと理解し、利用する場合の公認会計士監査に及ぼす影響を勘案した上で、内部監査を利用すれば公認会計士監査の効率化が図られるといういい方になっている。すなわち、必ず内部監査を利用せよという立て付けではなく、利用できたらいいね、でも、利用するときはよく気をつけようという趣旨である。

その意味では、従来は、内部監査というのは会社によって千差万別であり、われわれ公認会計士監査の立場から見てもケース・バイ・ケースで利用してきたといわざるを得ない。というより、正直なところ積極的に利用してきたかという点、「御社の内部監査を利用して監査をさせてください」という何かわれわれが手を抜いているようなイメージもあり、残念ながら上手に内部監査と協同してきたとはいえない。しかしながら、今後は変わってくる可能性が大である。

## ③ 内部監査が強制開示事項に

昨年12月24日に金融庁が「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）について」としてコメントを発表した。これは金融審議会金融分科会第一部会報告とほぼ同じ内容であったが、その中でコーポレート・ガバナンスに係る開示の充実として、「内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員、手続。内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携」を有価証券報告書の開示事項とした。これは内部監査に携わる方々にとっては非常に注目すべきことである。官の主導によることは好ましいことではないが、これは金融庁からのビッグなクリスマス・プレゼント？だったかも知れない。とにかく開示制度を使って、会社の内部統制そして内部監査というディフェンス・ラインを制度的にきちんと整備しようという動きであり、今年あたりは「内部統制・内部監査元年」となるかもしれない。

そのような動きの中での公認会計士監査と内部監査の関係は、基本的スタンスは変わらないが、ディスクロージャー制度の中に明確に内部監査がうたわれることにより、よりいっそうその関連が深まることになるのは明白である。さらには、内部統制に関して何らかの保証を公認会計士が与えるというような制度が目前に迫っているが、そうなった場合に

公認会計士監査だけで本当に何らかの保証が出せるのか、そこにおいては内部監査の充実が必要不可欠のものとなってくるはずである。

#### ④ 公認会計士監査はOBラインの監視、内部監査はフェアウェイ・キープか

このように内部監査が公認会計士監査にとってなくてはならないものになることは大いに結構であるが、本来の目的は違わずである。私見ではあるが、その違いを考えてみたい。

ゴルフでたとえるならば、公認会計士監査はOBラインを監視するものであるが、内部監査はフェアウェイ・キープのための監査である。いい方は悪いが、われわれ公認会計士監査ではボールが多少ラフにいてもあまり気にしない。それどころかラフから素晴らしいリカバリー・ショットを期待してしまうかもしれない。そうはいつでも、かなり深いラフ、もしくは林に奥深くボールが入ってしまったら、それはちょっとハラハラものである。

なぜなら、もしOBになったら、われわれ公認会計士は高々とOBと叫ばなければならないからである。もちろん、OBになるのを手をこまねいて見ているわけではなく、ティグラウンドでOBのほうを向いて立っていれば、向きが違いますよ、林の間を抜けて無理にピンを狙おうとしているならば、いったん横に出したらどうですか、とはいう。決めるのは会社であるから、どうしても打つんだというのであれば仕方がないが、そのときはゴーイング・コンサーン情報で、ドライバーの打つ方向がOB杭に向いています、とか、もしかしたら木に当たってOBになるかも、といった危険性はいわなくてはならない。このようにトラブル（およびその予兆）の時に辛口をいうのが公認会計士監査である。

それに対して内部監査は、もっとプレーヤー寄りである。フェアウェイ・キープのため

にはこうしましょう。ロングパットの打ち方はうんぬん、ということで、ミスをしなすなわちスコアをアップさせるためのあらゆるアドバイスが可能であり、公認会計士監査に比べてその守備範囲はとても広い。もちろん、プレーするのはプレーヤー自身であるが、ミスをしなすプレーの指導をしていくことが会社のためであり、内部監査人としての真骨頂であろう。

前述のように開示制度の中に内部監査が組み込まれていく傾向の中で、こうした役割の違いということは十分に認識をしたいものである。どちらも会社（プレーヤー）にうまく打って欲しいという気持ちは同じである。優秀な監査人（公認会計士による監査人および内部監査人そして監査役（または監査委員会））がいる会社（プレーヤー）は、常に勝ち続けるトップ・プレーヤーであって欲しいと思うのである。

#### ⑤ 開示制度に組み込まれた場合の諸刃の剣

最近の公認会計士監査で悩ましい問題を1つあげておく。それは監査の監査をどうするかという問題である。公認会計士監査においては、当然のことながら監査する会社を公認会計士が監査する。ただし、監査意見を表明する前に必ず別の公認会計士による審査（審理）を行う。監査事務所（監査法人）内におけるいわば二重チェックである。次にその監査事務所（監査法人）ならび監査業務に対して協会の中の専門の公認会計士（レビューアーと呼んでいる）がきちんとやっているか、監査体制は十分かどうかのレビューを行う。これを品質管理レビュー制度と呼んでおり、平成14（2002）年より、自主規制団体として協会が自主的に作ったものであり、諸外国に比べて優れた制度として監査の質を高めるために相当の効果を上げた。これが昨年の公認会計士法改正により、法の下での制度とな

ったが、三重チェックの体制である。ところが、さらに同じく公認会計士法の改正により、金融庁の公認会計士・監査審査会（CPA AOB）なるものがその品質管理レビュー制度をモニタリングするという制度が平成16年4月よりスタートした。

監査される会社からみればいったい何層になっているのか？、実に4層もの複階層チェック体制になっている。厳密には監査事務所（監査法人）における監査現場においてもスタッフ、主査、関与社員と更なる複階層になっており、審査（審理）においても下級審査、上級審査と更なる複階層となっている。協会の品質管理レビュー制度の中でもやはり分化された複階層になっており、もうこうなるといったい何層、何重になっているか、実は数えきれない。

このように何重にも何層にもなっているチェック体制の是非についてはいろいろな議論のあるところではある。特に公認会計士・監査審査会は、行政の監視機関であり、資本市場は「民」の力で健全に運営されるべきであるという理想論からいうと一部、行政機関が入っているということは誠に残念なことではある。しかし、大きな意味で健全な経済社会を形成していく上で必要なことであることは論を待たない。世界に誇れる監査制度の構築を目指していかなければならないと思っている。

ただ、重要なことは、監査が何層になっても構わないが、それぞれの持ち場の人がそれぞれの意味をきちんと理解して会社（投資家、債権者等）を向いて監査をする姿勢であるし、プロフェッショナルである公認会計士が主体的に判断して自らの責任の下に判断すべきである。間違っても処分権のある行政機関の顔色を伺ったような監査では本末転倒である。

ここで敢えて、現状の公認会計士監査の窮状を述べたのは、内部監査が開示制度の一環の中に組み込まれていくことは大いに好まし

いことではあるが、決して官の権力の下に箸の上げ下ろしを指図されるようなことがあってはならない、内部監査はその意味では官の支配を受けない自由な世界での正に民の力の源泉になり得る立場にある、金融庁からのビッグなプレゼントをもらったとしても、このことをぜひ忘れないで欲しいということを申し上げたかったからである。

## ⑥ 社会における監査・会計教育の必要性

この正月にフランスに住む姪に会ったが、フランスの大学の日本でいうと経営学部とか経済学部といったところに通っている彼女が、驚いたことに大学のカリキュラムの一環で内部監査の実践をやらされているという。実際に一流企業の中に一定期間入り、内部監査を実践するのである。どの程度のことをやるのかはわからないが、20歳そこそこの学生、しかも別に公認会計士や内部監査人を目指しているわけでもない、そのような学生に実際の企業の中で内部監査を体験させていくというカリキュラムには監査に対する文化の違いというものを感じた。

日本では残念ながら、監査どころか会計に関してさえも、学生教育の中で十分に行われているとは思われない。初等教育においては、全くないに等しい。グローバルな視点に立つならば、若年層から会計あるいは監査ということの意味をしっかりと教育カリキュラムの中に入れて、監査は自らを守るディフェンス・ラインであるということをきちんと理解して社会に出て欲しいと思う。そのことが、企業いやあらゆる組織体における内部統制の充実の一番の早道かもしれない。

（文中、意見にわたるところは筆者の私見であることをお断りしておくとともに、瑣末な意見にご容赦いただきたい）